

生涯学習総合センター、生涯学習センターの使用に際して

1 使用の不許可

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき
- (2) 社会教育施設の設置の目的に反するとき
- (3) 社会教育施設を損傷するおそれがあると認められるとき
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、社会教育施設の管理上支障があると認められるとき

〈不許可に該当するもの〉

- 物品販売等の営利を主たる目的とするとき
 - ・ 生涯学習センターの敷地内で物品の販売、金銭の授受等の行為を目的とするとき
 - ・ 不特定多数を対象とした宣伝など
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められる場合
- 宗教団体が宗教儀式、布教活動を主たる目的とするとき
- 飲酒行為が行われると認められるとき
- その他、申請相談時に利用目的等を聴取し、適否を判断する

2 入館の制限

生涯学習センター館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる

- (1) めいていしている者
- (2) 他人の迷惑となるおそれがある物品又は動物の類を携帯している者
- (3) その他管理上支障があると認める者

3 使用者の守るべき事項

- (1) 収容人員は、使用部分に収容できる人員を超えないこと
- (2) 許可なくして物品を販売しないこと
- (3) 定められた場所以外で火気を使用しないこと
- (4) 許可なくして、壁、柱等にはり紙、釘打等をしないこと
- (5) 許可を受けた施設及び設備以外のものを使用しないこと

4 使用料の支払い及び不返還

既に納付した使用料は、返還しない

但し、天災その他使用者の責めによらない事由により使用できないときは使用料の全額を返還する

5 使用料の減免

申請者が減免申請をしたにも関わらず、減免根拠に該当しない場合は使用料は減免しない